

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

令和元年 11 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	国民生活基礎調査	2
	農林業センサス	6
2	一般統計調査の承認	8
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	9
	(2) 変更	11

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
R1. 11. 15	国民生活基礎調査	厚生労働省 政策統括官付参事官 世帯統計室
R1. 11. 15	農林業センサス	農林水産省 大臣官房統計課 経営・構造統計室 センサス統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	国民生活基礎調査
承認年月日	令和元年11月15日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室
目的	本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。
沿革	<p>「厚生行政基礎調査」（旧統計法に基づく指定統計第60号を作成するための調査）、「国民健康調査」（同第68号を作成するための調査）、「保健衛生基礎調査」（承認統計調査）及び「国民生活実態調査」（承認統計調査）を統合して、昭和61年から開始されたものである。調査は、3年ごとに実施する大規模調査と、その中間の各年に実施する簡易調査から構成される。その後の主な変更は、以下のとおりである。</p> <p>《平成13年》「介護票」を創設。「健康票」を密封回収化 《平成19年》「世帯票」及び「介護票」を自計報告化 《平成22年》「所得票」を自計報告化 《平成23年（簡易調査）》東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除き実施 《平成24年（簡易調査）》東日本大震災の影響により、福島県の全域を除き実施 《平成25年》「健康票」を非密封回収化 《平成28年》平成28年熊本地震による災害の影響により、熊本県の全域を除き実施 《平成29年（簡易調査）》平成28年熊本地震による災害への対応として講じた調査対象の地域的範囲及び報告者数の変更措置の解除 《平成31年（2019年）》面接配布不能世帯に対する郵送回収の導入</p>
調査票の構成	1－世帯票（大規模調査） 2－健康票（大規模調査） 3－介護票（大規模調査） 4－所得票（大規模調査） 5－貯蓄票（大規模調査） 6－世帯票（簡易調査） 7－所得票（簡易調査）
公表備考	インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年7月頃） 1. 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、①報告を求める事項の変更、②調査表情報の保存責任者の変更
調査票－1	世帯票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約277,000世帯／約5344万9000世帯、【世帯員】約688,000人／約1億2709万5000人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成27年国勢調査調査区
配布・収集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－報告者
調査周期	1年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査（「6－世帯票（簡易調査）」を参照）を実施する。）
実施期間又は提出期限	調査実施年の7月中旬

調 査 事 項	1. 世帯に係る事項 (1) 世帯員数等、(2) 世帯を離れている方の状況、(3) 住居の種類、(4) 室数及び床面積、(5) 5月中の家計支出総額等 2. 世帯員に係る事項 (1) 最多所得者、(2) 世帯主との続柄、(3) 性、(4) 出生年月、(5) 配偶者 (夫又は妻) の有無、(6) 医療保険の加入状況、(7) 公的年金・恩給の受給状況、(8) 乳幼児 (小学校入学前) の保育状況 (小学校入学前の者のみ)、(9) 手助けや見守りの要否等 (6歳以上の者のみ)、(10) 教育 (15歳以上の者のみ)、(11) 公的年金の加入状況 (15歳以上の者のみ)、(12) 別居している子の有無等 (15歳以上の者のみ)、(13) 5月中の仕事の状況 (15歳以上の者のみ)、(14) 1週間の就業日数等 (15歳以上の者のみ)、(15) 就業開始時期 (15歳以上の者のみ)、(16) 仕事の内容 (職業分類) (15歳以上の者のみ)、(17) 勤めか自営かの別等 (15歳以上の者のみ)、(18) 就業希望の有無等 (15歳以上の者のみ)
調 査 票 - 2	健康票 (大規模調査)
対象範囲 (地域)	全国
対象範囲 (属性)	世帯及び世帯員
客体数 / 母集団数	【世 帯】約 277,000 世帯 / 約 5344 万 9000 世帯、【世帯員】約 688,000 人 / 約 1 億 2709 万 5000 人
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	平成 27 年国勢調査調査区
配 布 ・ 取 集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把 握 時	調査実施年の 6 月の第 1 又は第 2 木曜日現在
調 査 組 織	厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調 査 周 期	3 年
実施期間又は提出期限	調査実施年の 7 月中旬
調 査 事 項	1. 性、2. 出生年月、3. 入院・入所の状況、4. 自覚症状の有無、その症状及び治療状況、5. 通院・通所の状況・傷病名、6. 日常生活への影響 (6歳以上の者のみ)、7. 普段の活動ができなかった日数 (6歳以上の者のみ)、8. 健康状態 (6歳以上の者のみ)、9. 健康食品の摂取の有無 (6歳以上の者のみ)、10. 悩みストレスの有無・原因・相談状況 (12歳以上の者のみ)、11. 平均睡眠時間 (12歳以上の者のみ)、12. 休養充足度 (12歳以上の者のみ)、13. こころの状態 (12歳以上の者のみ)、14. 飲酒の状況 (20歳以上の者のみ)、15. 喫煙の状況 (20歳以上の者のみ)、16. 健康のため実行している事柄 (20歳以上の者のみ)、17. 健診等の受診状況 (20歳以上の者のみ)、18. がん検診の受診状況 (20歳以上の者のみ)
調 査 票 - 3	介護票 (大規模調査)
対象範囲 (地域)	全国
対象範囲 (属性)	世帯員
客体数 / 母集団数	約 6,000 人 / 約 688,000 人
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	世帯票及び健康票の対象地区
配 布 ・ 取 集	【配布】調査員、【収集】調査員・郵送
把 握 時	調査実施年の 6 月の第 1 又は第 2 木曜日現在
調 査 組 織	厚生労働省 - 都道府県 - (保健所設置市・特別区) - 保健所 - 指導員 - 調査員 - 報告者
調 査 周 期	3 年
実施期間又は提出期限	調査実施年の 7 月中旬
調 査 事 項	1. 調査票の回答者、2. 介護が必要な者の性別と出生年月、3. 要介護度の状況、4. 介護が必要となった原因、5. 主な介護者の介護時間、6. 主な介護者以外の介護者の状況、7. 家族・親族等と訪問介護事業者による主な介護内容、8. 介護サービスの利用状況、9. 介護サービスの費用、10. 介護費用の負担力、11. 介護サービスを受けていない理由、12. 65 歳以上の介護保険被保険者 (第 1 号被保険者) における介護保険料所得段階

調査票－４	所得票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約50,000世帯／約277,000世帯、【世帯員】約125,000人／約688,000人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	世帯票及び健康票の対象地区
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の前年の1月1日～12月31日
調査組織	厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所設置町村）－福祉事務所－指導員－調査員－報告者
調査周期	1年（3年ごとに大規模調査を実施し、中間年に簡易調査（「7－所得票（簡易調査）」を参照）を実施する。）
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調査事項	1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 仕送り金額、7. 生活意識の状況（世帯主又は世帯を代表する者のみ）
調査票－５	貯蓄票（大規模調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約50,000世帯／約277,000世帯、【世帯員】約125,000人／約688,000人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	世帯票及び健康票の対象地区
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の6月末日現在
調査組織	厚生労働省－都道府県－（市・特別区及び福祉事務所設置町村）－福祉事務所－指導員－調査員－報告者
調査周期	3年
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調査事項	1. 貯蓄現在高、2. 貯蓄現在高の増減及び減った場合の金額及び理由、3. 借入金残高
調査票－６	世帯票（簡易調査）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	世帯及び世帯員
客体数／母集団数	【世帯】約55,000世帯／約534万9000世帯、【世帯員】約138,000人／約1億2709万5000人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成27年国勢調査調査区
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の6月の第1又は第2木曜日現在
調査組織	厚生労働省－都道府県－（保健所設置市・特別区）－保健所－指導員－調査員－報告者
調査周期	1年（3年ごとに大規模調査（「1－世帯票（大規模調査）」を参照）を実施し、中間年に簡易調査を実施する。）
実施期間又は提出期限	調査実施年の7月中旬
調査事項	1. 世帯に係る事項（1）世帯員数等、（2）5月中の家計支出総額 2. 世帯員に係る事項（1）最多所得者、（2）世帯主との続柄、（3）性、（4）出生年月、（5）配偶者（夫又は妻）の有無、（6）医療保険の加入状況、（7）傷病の状況、（8）公的年金・恩給の受給状況、（9）教育（15歳以上の者のみ）、（10）公的年金の加入状況（15歳以上の者のみ）、（11）5月中の仕事の状況（15歳以上の者のみ）、（12）勤めか自営かの別等（15歳以上の者のみ）

調査票 - 7	所得票 (簡易調査)
対象範囲 (地域)	全国
対象範囲 (属性)	世帯及び世帯員
客体数 / 母集団数	【世帯】約 13,000 世帯 / 約 55,000 世帯、【世帯員】約 31,000 人 / 約 138,000 人
選定方法	無作為抽出
母集団情報	「6-世帯票 (簡易調査)」の対象地区
配布・取集	【配布】調査員、【取集】調査員・郵送
把握時	調査実施年の前年の1月1日～12月31日
調査組織	厚生労働省-都道府県-(市・特別区及び福祉事務所設置町村)-福祉事務所-指導員-調査員-報告者
調査周期	1年 (3年ごとに大規模調査 (「4-所得票 (大規模調査)」を参照) を実施し、中間年に簡易調査を実施する。)
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月中旬
調査事項	1. 性、2. 出生年月、3. 所得の種類別金額、4. 課税等の状況別金額、5. 企業年金・個人年金等の掛金、6. 仕送り金額、7. 生活意識の状況 (世帯主又は世帯を代表する者のみ)

【調査名】	農林業センサス
承認年月日	令和元年11月15日
実施機関	農林水産省大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室
目的	新統計法に基づき、農林業構造統計（基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。
沿革	<p>我が国における農業に関するセンサスは、経済統計に関する国際条約に基づいて10年目ごとに行われる世界センサスと、その後5年目ごとの中間年次に行われる国内センサスという2つの性格のものが、同一体系の下に実施されている。</p> <p>このセンサスの出発点をなすものは、昭和25年に行われた「1950年世界農業センサス」であるが、その後は、昭和30年に農林業センサスの一環である「昭和30年臨時農業基本調査」として、農山村地域（農業集落）に関する調査が行われたほか、昭和35年の「1960年世界農林業センサス」からは、林業に関する調査が加えられた。</p> <p>平成2年調査の「1990年世界農林業センサス」においては、新たに「農業サービス事業体調査」が加わるとともに、調査対象農業事業体の経営耕地面積などの下限基準の見直し、小規模農家の調査の簡略化など、大幅な改正が行われている。平成12年調査の「2000年世界農林業センサス」においては、新たに「林業サービス事業体等調査」が加わるとともに、調査対象林業事業体の保有山林面積の下限基準の見直し、小規模農家の調査票を専用の調査票とするなどの改正が行われている。</p> <p>また、平成17年調査の「2005年農林業センサス」においては、農林業の基本的構造について、経営体を基礎として把握するため、従来、形態別に分かれていた事業体に係る調査を農林業経営体に係る調査に、農業と林業に分かれていた地域調査を農山村地域調査に再編成し、更に林業に係る調査を5年周期とするなどの大規模な改正が行われている。</p>
調査票の構成	1－農林業経営体調査票 2－農山村地域調査票（市区町村用） 3－農山村地域調査票（農業集落用）
公表	インターネット、印刷物及び閲覧（概要：令和2年11月末、詳細：令和3年3月末以降）
備考	1. 今回の承認は、令和2年以降の調査についての変更承認 2. 主な承認内容は、調査方法の変更等
調査票－1	農林業経営体調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林経営計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。）
客体数／母集団数	約141万経営体
選定方法	全数
母集団情報	農林業経営体調査客体候補名簿
配布・取集	【配布】調査員・職員・郵送、【取集】調査員・オンライン・職員・郵送
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和元年12月15日～令和2年2月28日

調査事項	1. 経営の態様に関する事項、2. 世帯の状況に関する事項、3. 農業労働力に関する事項、4. 経営耕地面積等に関する事項、5. 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項、6. 農産物の販売金額等に関する事項、7. 農作業受託の状況に関する事項、8. 農業経営の特徴に関する事項、9. 農業生産関連事業に関する事項、10. 保有山林面積に関する事項、11. 育林面積等及び素材生産量に関する事項、12. 林業労働力に関する事項、13. 林産物の販売金額等に関する事項、14. 林業作業の委託及び受託の状況に関する事項、15. その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項
調査票－2	農山村地域調査票（市区町村用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市区町村
客体数／母集団数	約1,900市区町村
選定方法	全数
母集団情報	令和2年2月1日現在の市区町村
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和2年1月15日～2月28日
調査事項	総土地面積・林野面積に関する事項
調査票－3	農山村地域調査票（農業集落用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。）
客体数／母集団数	約140,000集落
選定方法	全数
母集団情報	農林業センサス農業集落名簿
配布・取集	【配布】郵送・調査員・職員、【取集】郵送・オンライン・調査員・職員
把握時	令和2年2月1日現在
調査組織	【地方農政局の管轄区域】農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、【北海道】農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、【沖縄県】農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者
調査周期	5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）
実施期間又は提出期限	令和元年12月1日～令和2年2月28日（ただし、左記の期間に未回収の調査票については、令和2年4月1日～6月30日の期間で調査員調査を行う。）
調査事項	1. 地域資源の保全・活用状況に関する事項、2. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲(地域)	調査票の様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は調査票の提出期限	備考
就業形態の多様化に関する総合実態調査	令和元年11月11日	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室	正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。	全国	2	17,000事業所 56,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期	令和元年11月20日 ～12月15日 令和元年12月9日～ 令和2年1月29日	
たばこ小売販売業調査	令和元年11月15日	財務省理財局総務課たばこ塩事業室	たばこ小売販売業者の店舗経営及び営業形態に関する状況等を把握し、たばこ行政を適切に行っていくための基礎資料を得ることを目的とする。	全国 (沖縄県を除く)	1	4,500事業所	無作為抽出	郵送 オンライン	5年	令和2年1月～2月	
畜産統計調査	令和元年11月15日	農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課	主要家畜(豚、採卵鶏及びブロイラー)に関する規模別・経営タイプ別飼養戸数及び飼養頭(羽)数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的とする。	全国	3	5,750経営体	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	令和2年1月中旬～2月末	今後も継続的な実施が想定されているが、標本設計の適切な設定について引き続き検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認
有期労働契約に関する実態調査	令和元年11月21日	厚生労働省労働基準局労働関係法課	有期労働契約については、期間の定めのない労働契約に比べて雇用が不安定であり、有期契約労働者の雇用の安定を図るため、労働契約法の一部を改正する法律(平成24年法律第56号。以下「労働契約法一部改正法」という。)によって、有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換(無期転換ルール)が制度化された。 この無期転換ルールについては、労働契約法一部改正法附則第3条において、施行後8年(令和3年)以降の見直し規定があり、この規則に則って見直しの検討を行う必要がある。 有期労働契約に関するデータについては、平成23年を最後に調査を行っておらず、無期転換ルールの見直しの検討に当たっては、無期転換ルールの施行状況を踏まえて直近の実態を把握する必要があることから、厚生労働省では、無期転換ルールの施行後の有期契約労働者に関する就業の実態、契約形態の実態いわゆる正社員との接続状況等を把握することを目的とする。	全国	1	10,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年12月16日 ～令和2年1月17日	
労使関係総合調査	令和元年11月21日	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室	我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。また、労働環境が変化する中で労働組合と使用者(又は使用者団体)の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態を明らかにすることを目的とする。	全国	2	65,200組合	全数 無作為抽出	郵送 オンライン 職員(都道府県労政主管課及び労政主管事務所)	1年 2年又は3年	毎年7月1日～7月20日 令和2年7月1日～7月20日	本調査は、以下の4調査で構成されており、毎年①及び②～④のいずれかを組み合わせて行われている。①労働組合基礎調査(毎年)②労働組合活動等に関する実態調査(2年又は3年おき)③労使間の交渉等に関する実態調査(2年又は3年おき)④労使コミュニケーション調査(5年周期)今回の承認は、このうち「労働組合基礎調査」と「労使間の交渉等に関する実態調査」に係るもの
死因等究明の推進に関する取組に係るアンケート調査	令和元年11月22日	総務省行政評価局総務等担当室	総務省行政評価局が実施している「死因究明等の推進に関する政策評価」の一環として、都道府県、大学及び医師における死因究明等関連施策(死因究明等推進協議会の開催状況、死因究明等に係る解剖等の実施状況、死因究明等に係る研修の実施状況、公衆衛生に関連した情報の活用など)の実態、これに関連した都道府県、大学及び医師の意見・要望等を明らかにすることを目的とする。	全国	3	47都道府県 81校 7,500人	全数 無作為抽出	郵送 オンライン FAX	1回限り	令和元年11月～12月 令和元年12月～令和2年1月	

注1)本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2)「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3)様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	宅地建物取引における人権問題についてのアンケート	令和元年11月1日	奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課	宅地建物取引における人権問題や人権意識の実情を把握し、また前回の調査(平成22年)からの値の推移により、人権への取組の効果を検証するための基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	1	1,100社	全数	郵送 オンライン FAX 職員	1回限り	平成31年3月25日～令和元年12月31日
	山口県子どもの生活実態調査	令和元年11月1日	山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課	山口県全体の子どもの生活実態や学習環境等を把握し、「山口県子どもの貧困対策推進計画」をより実効性のあるものに改定し、子どもの貧困対策におけるより効果的な支援のあり方を検討することを目的とする。	山口県全域	3	8,000人	無作為抽出	学校	1回限り	令和元年11月中旬～下旬
	愛知県産業労働計画(仮称)策定基礎調査	令和元年11月6日	愛知県経済産業局産業政策課	令和2年末に策定予定である愛知県産業労働計画(仮称)に必要な基礎データを把握することを目的とする。	愛知県全域	1	3,000社	無作為抽出	オンライン	1回限り	令和元年11月25日～12月11日
	高知県航空路線実態調査	令和元年11月8日	中山間振興・交通部交通運輸政策課	高知龍馬空港の既存路線(成田路線、関西路線)の搭乗者にアンケート調査を実施することにより、旅客の特性や利用実態、航空サービスに対する意向・評価を把握することで、航空路線の維持拡充に資する政策の基礎資料を得ることを目的とする。	高知龍馬空港	4	700人	有意抽出	調査員	1回限り	令和元年12月上旬から令和2年1月上旬のうちの6日間
	山梨県常住人口調査	令和元年11月11日	山梨県県民生活部統計調査課	山梨県内における人口及び世帯の状況並びに人口の移動理由等の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。	山梨県全域	1	5,000人	全数	職員 (市町村)	毎月	翌月10日
	県内就労促進調査	令和元年11月12日	奈良県産業・雇用振興部雇用政策課	奈良県の就業率が、男女とも全国で低位にある中で、奈良県民の就業率向上に向けた効果的な施策を行っていくため、奈良県内の企業、高齢者、求職者及び若年無業者等へのアンケート調査を実施し、就業率向上を阻害している要因を分析することを目的とする。また、高度外国人材の県内企業での就労促進を図るため、奈良県内の企業、県内大学の外国人留学生及び県内企業で働く外国人等へのアンケート調査を実施し、雇用にあたっての双方の課題やニーズ等について分析することを目的とする。	奈良県全域	8	1,200社 11,310人	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン 職員 (ハローワーク等) 大学	1回限り	令和元年10月中旬～12月中旬
	富山県ひきこもりに関する実態調査	令和元年11月13日	富山県厚生部健康課	富山県内におけるひきこもりの実態を明らかにし、今後の富山県における効果的なひきこもり対策を講じる基礎資料とすることを目的とする。	富山県全域	2	11,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	令和元年11月～12月
	男女間における暴力に関する調査	令和元年11月13日	富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課	男女間の暴力、特に潜在化しがちな「夫婦、パートナー間における暴力」に関する富山県民の意識を明らかにするとともに、家庭生活及び社会生活において暴力被害経験を持つ富山県民の様態を把握し、暴力に対する有効かつ適切な対応策と被害者支援のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	富山県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	令和元年10月16日～11月1日
	さいたま市新しいまちづくりのための市民アンケート調査	令和元年11月13日	さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部	次期総合振興計画の策定にあたり、各施策の達成度を測るものとして設定する「成果指標」のうち、市民アンケートで数値を捕捉するものについて、現状値を把握し、目標値を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。	さいたま市全域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年12月2日～12月17日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	熊本市景気ウォッチャー調査	令和元年11月18日	熊本市経済観光局 産業部経済政策課	熊本地震後の復興需要の収束に伴う経済活動の縮小の懸念や、桜町の大型商業施設の開業による景気動向の変化が見込まれる中、熊本市民の生活実感により近い情報を収集及び分析し、熊本市内の景気動向判断の基礎資料として、今後の施策展開に繋げることを目的とする。	熊本市全域	1	100人	有意抽出	調査員 郵送 オンライン FAX	四半期	2月、5月、8月、11月の それぞれ15日
	都内中小製造業の収益性改善・向上への取組みに関する実態調査	令和元年11月26日	東京都産業労働局 商工部調整課	東京都内の中小製造業の売上減少や、利益の減少に焦点をあて、その実態を明らかにするとともに、収益性改善・向上への取組状況や阻害要因を調査・分析し、東京都における中小企業施策を円滑に行うための基礎資料を得ることを目的とする。	東京都全域	1	5,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	令和元年11月下旬～ 令和2年1月上旬
	富山県インバウンド消費拡大促進に関するアンケート	令和元年11月27日	富山県観光・交通振興局観光振興室国際観光課	訪日外国人観光客の富山県での消費拡大を促進するため、富山県内の観光事業者における外国人観光客に対する受入状況等に明らかにし、今後の富山県における効果的な訪日外国人観光客の消費拡大を促進する施策にかかる企画立案等の基礎資料を得ることを目的とする。	富山県全域	1	1,300事業者	有意抽出	郵送	1回限り	令和元年11月～12月
	北九州市及び下関市における観光客の動向調査	令和元年11月27日	北九州市産業経済局地域・観光産業振興部観光課	北九州市及び下関市の観光地における観光客の訪問状況や満足度を把握し、両市の観光地の魅力及び課題を分析するための基礎資料を得ることを目的とする。	北九州市全域 下関市全域	2	800人	有意抽出	調査員	1回限り	令和元年12月～令和2年2月
	企業における女性活躍促進に関する調査	令和元年11月28日	大阪市民政局ダイバーシティ推進室男女共同参画課	人口が減少する中で、企業が今後も成長し続けるためには、多様な人材が能力を發揮し、働き続け、活躍することが出来る環境を整備する必要がある。女性が活躍する施策の推進に当たって、女性が意欲や能力に応じて活躍でき、企業における女性の働きやすい環境を整えるため、企業における「女性の継続就労」「女性役員・管理職への登用」等への認識、取組状況や課題を明らかにして、今後の施策検討のための基礎資料とすることを目的とする。	大阪市全域	1	4,000社	無作為抽出	郵送 オンライン	不定期 (原則として3年)	令和元年12月下旬～ 令和2年1月下旬
	静岡市医療的ケア児等実態調査	令和元年11月29日	静岡市保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課	静岡市在住の医療的ケア児等及びその家族の実態と障がい福祉サービス等へのニーズを把握し、今後の医療的ケア児等に係る施策を検討するための基礎資料とすることを目的とする。	静岡市全域	1	800人	全数	郵送	1回限り	令和元年12月1日～ 令和2年3月31日
	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和元年11月29日	大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課、介護保険課	大阪市に居住する65歳以上の高齢者で要介護認定を受けていない方を対象に実施し、日常生活圏ごとに、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題の特定に資することを目的とする。	大阪市の日常生活圏域 (66圏域)	1	52,800人	無作為抽出	郵送	3年	令和元年11月29日～ 12月20日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	中小企業等労働条件実態調査	令和元年11月7日	青森県商工労働部 労政・能力開発課	青森県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。	青森県全域	1	1,000社	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月1日～1月20日
	北九州市中小企業実態調査	令和元年11月7日	北九州市産業経済局 雇用・生産性改革推進部 中小企業振興課	北九州市内の中小企業・小規模企業の地域特性を踏まえた実態や支援ニーズを把握し、調査結果を今後の施策につなげる資料の一つとして活用することを目的とする。	北九州市全域	1	5,000事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年11月下旬～12月下旬
	中小企業金融に関するアンケート調査	令和元年11月11日	東京都産業労働局 金融部金融課	中小企業を取り巻く環境や金融情勢の変化に適切に対応し、一層効果的な中小企業支援を実施するためには、制度融資の充実・再編や金融施策間の相互連携を図るなど、その方策を検討していくことが重要である。こうした検討を行うにあたり、基礎資料とするため、金融施策に関する調査を実施し、その結果をもとに、施策や予算要求、制度融資の見直しに活用することを目的とする。	東京都全域	2	83機関 6,000企業	全数 無作為抽出	郵送	1年	毎年11月中旬～12月中旬
	がん検診実態調査	令和元年11月13日	富山県厚生部健康課	事業所でのがん検診実施状況や、従業員のがん検診受診状況等の実態を把握し、がん検診受診率向上のための基礎資料を得ることを目的とする。	富山県全域	2	1,800事業所 3,000人	無作為抽出 有意抽出	郵送	不定期 (原則として5年)	令和元年9月17日～9月30日
	介護保険事業計画見直し策定のための実態調査	令和元年11月13日	静岡市保健福祉長 寿局健康福祉部 介護保険課	介護保険事業計画の見直し策定のため、対象となる高齢者の生活実態、生活機能の状態、保健・福祉・介護保険に係るサービス、施策・制度等に関する意向等を把握することを目的とする。	静岡市全域	2	2,000人	無作為抽出	郵送	不定期 (原則として3年)	令和元年11月1日～12月13日
	静岡市障がい福祉に関するアンケート調査	令和元年11月18日	静岡市保健福祉長 寿局健康福祉部 障害福祉企画課	障がいのある人が住み慣れた地域社会で自立した日常生活又は社会生活を営み、積極的な社会参加を推進するとともに、障がいを理由として差別することがない地域社会の実現を目指す計画を策定するにあたり、障がいのある人や、保護者の皆さまの日常生活の状況やご意見をお伺いし、また静岡市民の障がいや障がい福祉施策に対する意識等を把握することを目的とする。	静岡市全域	1	8,000人	無作為抽出	郵送	3年	令和元年12月16日～ 令和2年1月8日
	広島市産業廃棄物実態調査	令和元年11月18日	広島市環境局業務 部産業廃棄物指導課	広島市内の産業廃棄物の排出・処理実態等を把握し、広島市産業廃棄物処理指導計画の策定、産業廃棄物処理行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的とする。	広島市全域	5	6,200事業所	全数 有意抽出	郵送	5年	令和元年11月中旬～ 令和2年3月下旬
	埼玉県鉱工業動態統計調査	令和元年11月21日	埼玉県総務部統計課	埼玉県内の鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。	埼玉県全域	1	16事業所 6組合・団体 4行政機関	有意抽出	郵送	毎月	翌月25日
	高齢者の生活・介護等に関する県民調査	令和元年11月21日	奈良県福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課	令和2年度策定予定の「奈良県高齢者福祉計画及び第8期奈良県介護保険事業支援計画」及び高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けることのできる「地域包括ケアシステム」構築の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。	奈良県全域	11	14,950人 2,604事業所 39市町村 66施設	全数 無作為抽出	郵送	3年	令和元年10月中旬～ 11月1日

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	島根県産業廃棄物実態調査	令和元年11月21日	島根県環境生活部 環境政策課	平成30年度における島根県内の産業廃棄物の発生、 処理状況等の実態を把握し、平成28年3月に策定した 「第3期しまね循環型社会推進計画」の見直しのため の基礎資料を得ることを目的とする。	島根県全域	4	4,500事業所	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	5年	令和元年11月18日～ 12月20日
	産業廃棄物等実態調査	令和元年11月21日	佐賀県県民環境部 循環型社会推進課	産業廃棄物の処理状況を把握し、廃棄物処理計画を 策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	佐賀県全域	6	4,000事業所	全数 無作為抽出 有意抽出	郵送 オンライン	5年	令和元年12月中旬～ 令和2年1月下旬
	浜松市高齢者保健福祉計 画・介護保険事業計画策 定に伴う実態調査	令和元年11月21日	浜松市健康福祉部 高齢者福祉課	老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者保健福 祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく介護 保険事業計画を「はままつ友愛の高齢者プラン」として 一体的に策定する上で必要な基礎資料を得ることを 目的とする。	浜松市全域	4	10,000人 500法人	全数 無作為抽出	郵送	3年	令和元年12月6日～令 和2年1月6日
	受動喫煙防止対策実施状 況調査	令和元年11月25日	青森県健康福祉部 がん・生活習慣病対 策課	「健康あおもり21(第2次)」の中間評価に向け、公共の 場及び職場の受動喫煙防止対策実施状況調査を実 施し、今後の喫煙対策の推進に必要な基礎資料を得 ることを目的とする。	青森県全域	5	1,305施設	全数 無作為抽出	郵送	不定期 (原則とし て4年)	令和2年1月14日～1月 31日
	新潟市景況調査	令和元年11月25日	新潟市経済部産業 政策課	新潟市内の民営事業所について景気動向を把握し、 地域産業の振興施策を検討する上での基礎資料とす ることを目的とする。	新潟市全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	半年	上期:7月上旬～7月下 旬 下期:1月上旬～1月下 旬
	静岡県内NPO法人・一般 社団法人に関する調査 (変更前:静岡県NPO実態 調査)	令和元年11月28日	静岡県くらし・環境部 県民生活局県民生 活課	静岡県内のNPO法人及び一般社団法人の組織運営 や活動の実態、課題等を把握し、静岡県のNPO活動 や協働の促進に係る施策の立案の際の基礎資料とす ることを目的とする。	静岡県全域	1	1,700法人	全数 無作為抽出	郵送	5年	令和2年1月下旬～2月 月上旬
	香川県工業生産実績統計 調査	令和元年11月28日	香川県政策部統計 調査課	香川県内における工業生産に関する実態を明確に し、香川県の産業行政の基礎資料を得ることを目的と する。	香川県全域	1	20事業所 5事業団体	有意抽出	郵送 オンライン	毎月	翌月10日
	健康とくらしの調査	令和元年11月28日	神戸市保健福祉局 高齢福祉部介護保 険課	第8期(令和3年度～令和5年度)介護保険事業計画 策定のための基礎資料と今後の高齢者施策の推進の 参考資料とすることを目的とする。	神戸市全域	10	48,000人	無作為抽出	郵送	3年	令和2年1月6日～1月 27日
	浜松市障害福祉計画策定 に伴う実態調査	令和元年11月29日	浜松市健康福祉部 障害保健福祉課	障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の 20の規定に基づく障害福祉計画及び障害児福祉計 画を策定する上で必要な基礎資料を得ることを目的と する。	浜松市全域	2	2,500人	無作為抽出	郵送	3年	令和元年12月6日～12 月23日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。